

確認審査等に係る事務処理要領

平成 19 年 6 月 19 日付け建第 574 号 建築住宅課長通知
平成 20 年 2 月 18 日付け建第 1930 号 改正

1 目的

この事務処理要領は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下「法」という。）第 18 条の 3 第 1 項に基づき国土交通省告示第 835 号に定められた「確認審査等に関する指針」（以下「指針」という。）の事務処理の方法を定めることを目的とする。

2 確認審査

2-1 確認申請の受理時の審査

(1) 正本及び副本の整合性の確認

提出書類は「受理時審査用チェックシート」（参考様式 1）及び「添付する図面・書類チェックシート」（参考様式 2）により確認し、正本 1 通及び副本 1 通（構造計算適合性判定を要する場合にあっては副本 2 通）並びにこれらに添えられた図書及び書類の記載事項が相互に整合していることを確認する。

(2) 設計者等の資格等の確認

確認申請書第 2 面及び建築計画概要書第 1 面に記載された、代理者（申請代理人）、設計者及び工事監理者に関する記載事項について、委任状（代理者による申請の場合）及び建築士免許証の写し（建築士が設計者又は工事監理者である場合）により記載事項を確認する。

- ① 設計者が連名の場合は、個々に建築士免許証の写しを添付させること。
- ② 確認申請書第 2 面の「設計者」欄には、構造設計や設備設計等を行った者を含め、当該申請建築物の設計を行った者全員の氏名等を記載すること。ただし、設計の補助業務（設計者の指示のもと行なわれるトレースや CAD 作図等の業務）のみを行った者については、記載する必要はない。

(3) 設計者の業務範囲の確認

確認申請書第 2 面及び建築計画概要書第 1 面に記載された設計者の資格と第 3 面、第 4 面に記載された建築物の計画とを照合し、設計者の資格に応じた計画となっていることを確認する。

(4) 設計者の記載の確認

正本（確認申請書第 1 面、各図書、構造計算書〔表紙のみ〕）に設計者の資格（登録番号を含む）の記載、記名及び押印があることを確認する。

また、副本の設計図書及び書類については、建築士法第 20 条による設計者の記名及び押印があるものを受理する。この場合、記名及び押印がされた正本の写しでもよい。（設計者が改めて記名及び押印したものでも可。）

(5) 認定型式等の確認

申請に係る建築物等が下記に該当する場合には、それぞれに掲げる書類が添付されていることを確認する。

- ① 法第68条の10第1項の認定を受けた型式（以下「認定型式」という。）に適合する部分を有する建築物等は、認定型式の認定書の写し及びその仕様が示されている図書。
- ② 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等（以下「認証型式部材等」という。）を有する建築物等は、認証型式部材等に係る認証書の写し及びその仕様が示されている図書。

(6) その他の大臣認定書の写しの添付

大臣認定を受けたものが当該確認申請に用いられている場合は、認定を受けた全ての構造方法等に係る認定書が添付されていることを確認する。

ただし、建築主事が既に認定書の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書【構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されているもの】に限り、出版物やホームページに掲載されたものを含む。】により、その内容を確認できる場合を除く。

- ① 法第20条第1項第一号の超高層建築物等の大臣認定書の写しが添付されていない場合には受付できない。
- ② 法第37条（建築材料の品質）の大臣認定書の写しの添付は、申請に用いる材料の1種ごとに、認定書及び別添が添付されていることを確認する。
- ③ その他の大臣認定書の写しの添付及び施行規則第1条の3（確認申請書の様式）の図書省略の大臣認定書及び指定書の写しの添付
 - ・申請に用いる大臣認定を取得した構造方法の1種ごとに、認定書及び別添が添付されていることを確認する。
 - ・省略する申請ごとに認定書及び指定書が添付されていることを確認する。
- ④ 認定書及び別添の写しは、各申請書（正、副）に添付されていることを確認する。

（大臣認定の例）

認定種別	大臣認定項目	内 容
材料認定	冷間成形角形鋼管（BCR, BCP等）	強度指定等
	トルシア型高力ボルト	強度指定等
	60 N超えのレディーミストコンクリート	工場認定
	高強度せん断補強筋	強度指定等
構法認定等	合成スラブ（耐火認定）	耐火認定のみ（構造方法は認定なし）
	鉄骨露出柱脚	柱脚の構造計算を省略
	令第46条第4項表1（八）	耐力壁の認定
	鉄骨工場	工場認定（溶接方法の図書省略）
	基礎杭（H13国交告第1113号第6の支持力）	支持力の大臣認定（ α, β, γ による算出を省略）

(7) 構造計算の安全証明書の写しの添付の確認

① 構造計算の安全証明書（以下「証明書」という。）について

「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」は、構造計算（種類や方法を限定していないが、原則、法第20条第1号から第3号に規定する構造計算等、建築物の全体計算を行っているもの。）が行われた場合、建築士法第20条第2項に基づき必要になる。（自ら建築主となる建築物を構造計算している場合を除く）

なお、「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」は、建築物に係る証明書であり、工作物（単独）は対象とならない。

② 証明書の写しの記載事項の確認

(ア) 証明書の写し及び別添の構造計算書の写しが添付され、証明書の写しと構造計算書の写しに割印があること（構造計算書の表紙に割印が押印されていること）を確認する。

なお、証明書に添付する構造計算書は、施行規則第1条の3第1項表三に規定する構造計算書を兼ねる。

(イ) 証明書の写し及び構造計算概要書に構造計算の種類が記載されていること。

関係条文	添付の有無	備考
法第20条第1号	○	構造計算書は添付不要
法第20条第2号イ、ロ	○	
法第20条第3号イ、ロ	○	
法第20条第4号イ	—	
法第20条第4号ロ	○	
法第68条の10 法第68条の11	—	原則不要（構造計算を行った場合は添付要）
法第85条第2項、同第5項	○	
令第10条（確認の特例）	—	
令第137条の2、令第137条の12	○	
施行規則第1条の3（図書省略）	○	
法第6条第13項による追加説明書等	○	

(ウ) 証明書と確認申請書との整合

証明書に記載されている設計者（構造計算を行った者全員）と確認申請書第2面に記載されている設計者を照合すること。

(8) 構造計算適合性判定の要否の確認

① 申請に係る建築物のうち構造計算を行なったものについて、「対象建築物のチェックシート」（参考様式3）により、建築物の規模、構造、適用した構造計算の種類（保有水平耐力計算、許容応力度等計算等）及び構造計算に使用したプログラム（大臣認定プログラムか否か）を確認し、構造計算適合性判定の要否を判断する。

なお、建築物の2以上の部分が施行令第81条第4項に規定するエキスパンションジョイント及びその他相互の応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれの部分について「構造計算概要書」（適用した構造計算の種類を記載）を作成すること。

② 受理時の構造計算適合性判定の要否の判断は、証明書の写し及び確認申請書に添付された「構造計算概要書」に構造計算の種類が記載されていることを確認するとともに、申請者が適合性判定の要否を判断した内容を確認するもので、構造計算の審査にまで及ぶものではない。

③ 補足

(ア) 仮設建築物に対する構造計算適合性判定の適用

仮設建築物については、令第147条により、令第3章8節（構造計算）の規定の適用はしないこととされているため、ルート1以外の構造計算を行っても構造計算適合性判定を要しない。

(イ) 既存建築物においてEXP.J増築（1/2以内）における耐震診断の扱い

昭和56年の新耐震以降の建築物への当該増築等に伴い、既存建築物の耐震診断を行う場合には、（財）日本建築防災協会の耐震診断基準によらず、現行法令の構造計算を用いて耐震診断と同等の方法として安全性の検証を行う方法もある。この場合、ルート1以外の構造計算を用いても構造計算適合性判定を要しない。

(ウ) 仕様規定のただし書きの扱い

仕様規定のただし書きを用いる場合においては、それぞれの構造計算の内容により構造計算適合性判定の要否を判断する。

(エ) 法第20条第三号イの構造計算において、大臣認定プログラムを使用して構造計算書を作成していても、申請者が磁気ディスクを添付せず、当該認定プログラムを用いた申請を行わない場合には、構造計算適合性判定を要しない。

(オ) 特殊な構造方法による建築物の構造計算に係る構造計算適合性判定の要否「構造審査・検査の運用解説」（日本建築行政会議編集）を参考に判断する。

(9) 手数料の受領及び返還

① 「構造計算適合性判定要否・手数料チェックシート」（参考様式4）の提出により、申請手数料を確認する。

② 構造計算適合性判定に要する手数料は受領した後、判定を行なう前に申請を取下げた場合及び審査の結果「適合しない旨の通知」を交付した場合においても、原則返還しない。なお、受理時にこの旨を申請者に伝えることとする。

2-2 構造計算以外の確認審査の方法

「指針」に留意し審査を行なうこととする。

2-3 構造計算の確認審査の方法

「指針」に基づく他、下記事項に留意し審査を行うこととする。

(1) 適用した構造計算の種類と建築物の計画との照合

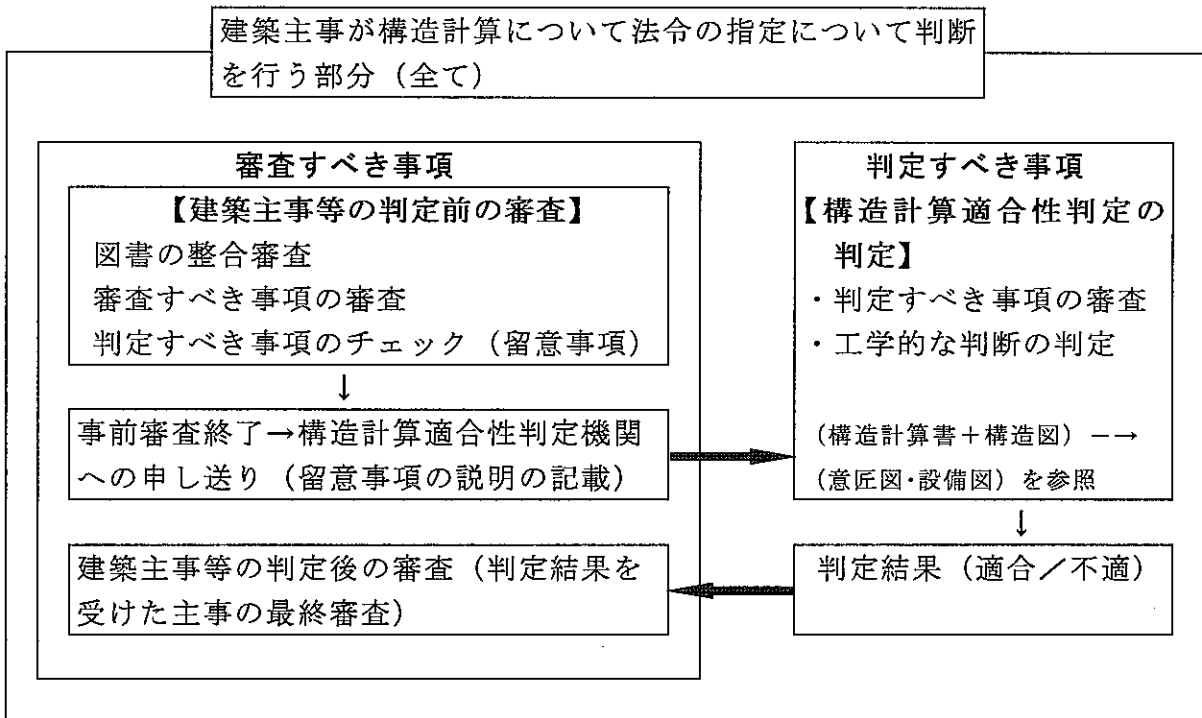
- ① 構造計算の種類に応じた建築物の構造又は規模の適用審査
- ② 法第6条第1項第4号において、許容応力度計算を行う場合（昭62建告第1899号）には、施行規則により構造図及び構造計算書の添付が必要となり、当該審査期間に行わなければならない。
- ③ 「構造計算の安全証明書の写し」の記載事項と当該申請の計画との整合確認
- ④ 適用審査を行う上での留意事項
 - ・ 構造計算の種類に応じて、「技術基準解説書」の耐震ルート表と当該申請の計画を照合し、必要な計算が実施されていることを確認する。
 - ・ 法令及び確認申請書の記載、当該申請の計画を照合し、構造計算適合性判定の要否を確認する。

(2) 法第20条第1号（大臣認定物件）の審査

- ① 「認定書の写し」と「確認申請書及び添付図書（構造計算書を除く）一式」との照合を行う。
- ② 審査の留意事項
「構造審査・検査の運用解説」（日本建築行政会議編集）を参考とする。

(3) 法第20条第2号（大臣認定物件）の審査

① 構造計算適合性判定の範囲



② 判定の対象となる図書等

法令上は、構造耐力上主要な部分の部材及び接合部については、構造計算を行わなければならないが、配筋や接合方法等の標準仕様書や学会規準等により仕様化されたものについては、構造計算が省略されて用いられている（工学的な妥当性に基づき、構造計算の省略）。

これは、構造計算に変わって構造図によって安全性の検証が位置付けられたものであり、これらの部分については、構造図も構造計算適合性判定において審査を行う必要がある。よって、構造計算適合性判定は、構造図及び構造計算書を対象に判定を行う。

③ 構造計算適合性判定を求める前に審査すべき事項

(ア) 構造計算書と構造図その他確認申請書との整合審査

(イ) 仕様規定・耐久性関係規定の審査

仕様規定・耐久性関係規定については建築主事等が審査を行い、施行規則に規定する添付図書及び明示すべき事項が当該確認申請に不足無く添付及び明示されていることを確認する。

(ウ) 指針（別表）による構造計算書の審査

(a) 建築主事等が審査すべき事項

建築主事等は、高度な工学的判断を要することのない範囲において、法令等に定める技術基準への適合性を審査する。この法適合性の判断において、法令等及び「技術基準解説書」によることを原則とする。

- ・ 図書、記載内容の相互の整合性、法適合性
- ・ 構造計算に用いる各種数値等
- ・ 図面と構造計算書上の扱いの一致及び法令基準適合の確認
- ・ 解析、算定式等（法第 20 条第 3 号で大臣認定プログラム以外の場合）
- ・ 演算過程、結果の適正確認（同上）
- ・ 計算結果の法適合性の確認

(b) 判定機関が判定すべき事項

指定構造計算適合性判定機関は、高度な工学的判断を含む構造計算の適合性の判定を行う。

- ・ 工学的な判断を伴う各種数値等の設定
- ・ 工学的な判断を伴うモデル化
- ・ 解析、算定式等（法第 20 条第 2 号で大臣認定プログラムを用いた場合）
- ・ 演算過程、結果の適正確認（同上）
- ・ 再計算（演算課程、結果の適正）

(c) 構造計算書の建築主事の法適合性審査

建築主事は、指定構造計算適合性判定機関に判定を求める前に、指針別表の「審査すべき事項」欄の審査を行い、かつ「判定すべき事項」欄に掲げる判定を

求めなければならない事項について、構造計算適合性判定において留意すべき事項（建築主事等から構造計算適合性判定に申し送る事項）の有無を確認し、その所見を留意事項に関する書類に添付し、構造計算適合性判定を求める。

建築主事と構造計算適合性判定の審査の分担及び別表の審査事項の解説については、「構造審査・検査の運用解説」（日本建築行政会議編集）を参考とする。

（４）構造計算適合性判定を受けた後に審査すべき事項

- ① 判定結果通知書に記載された所見（建築主事等の留意事項に対する回答）について確認すること。
- ② 判定結果に基づき、法適合の判断を行う最終的な審査を行うこと。

構造計算適合性判定の判定結果	建築主事等の最終審査
適合の場合	適合または不適合
不適合の場合	不適合

2-4 確認審査の公正かつ適確な実施のための措置

（１）図書又は図書相互における不適合又は不整合の取扱いの原則

- ① 申請書並びに添付図書及び書類（以下「申請書等」という。）の記載事項における不適合の取扱い

申請書等の記載事項について、建築基準関係規定に適合しない場合は、法第6条第13項の規定に基づき、申請者に対し「適合しない旨の通知」を交付する。

- ② 図書又は図書相互における不整合の取扱い

添付図書の記載事項について、図書又は図書相互における不整合があり、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合は、図書の差替え又は訂正による申請書の補正を認めず、法第6条第13項の規定に基づき、申請者に対し「適合するかどうかを決定することができない旨の通知」を交付する。

（２）「適合するかどうかを決定できない旨の通知」の手続き

- ① 申請書等の記載事項に不明確な点があり、追加説明書のみを求める場合（補正は求めない）【期限通知①】

下記に該当する場合は、「正当な理由」を記載し、期限を定めて交付する。ただし、この場合、申請書等の差替え、訂正は認められない。

- (ア) 申請書等に不整合があり、建築基準関係規定の適合性が確認できない場合（法適合性に疑義）

- (イ) 添付図書及び明示すべき事項が不足し、建築基準関係規定の適合性が確認できない場合（著しく不備がある場合には、無期限通知③で扱う）

- (ウ) 添付図書が不足し、「図書の整合」が確認できない場合（施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項の不足はなし）

- (エ) 建築基準関係規定の適合性に疑義があり、追加説明等が必要な場合

② 申請書等に軽微な不備があり補正を求める場合 【期限通知②】

下記の軽微な不備に該当する場合は、「正当な理由」を記載し、期限を定めて交付する。

(ア) 誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもので、下記を参考とする。

(a) 図書の乱丁がある場合

(b) 正本又は副本の一部の図書の落丁がある場合

(c) 認定書若しくは認証書又はこれらの別添の写しが添付されていない場合
(認定又は認証の取得日が当該確認申請日以前のものに限る)

(d) 添付図書の計算式や計算結果は正しく記載されており、当該結果の数値等を確認申請書に記載する際に誤記又は記載漏れがある場合

(e) 図書の記載事項の一部に誤りがあるが、当該図書の他の記載事項又は他の図書における記載事項により、申請者が本来記載しようとした事項が容易に推測される場合

(f) この他、平成 19 年 9 月 25 日付け国住指第 2327 号「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」第 2 を参考とする。

(イ) 計画が建築基準関係規定に適合するために行なう「追記」「訂正」（計画の変更は生じない）は、「記載漏れ」又は「その他これらに類するもの」として扱う。

(ウ) 構造審査における「軽微なもの」の取扱は当面、下記を参考とする。

- ・構造計算に影響のない意匠図と構造図の不整合
- ・構造耐力に影響のない非構造部材や工作物の不整合
- ・規則の添付図書及び明示すべき事項以外の添付図書や記載内容における不整合
- ・積載荷重の範囲内で相殺される仕上げ材の不整合
- ・構造耐力の余力の範囲内での不整合（明らかに法適合と判断される場合）
- ・鉄筋コンクリート構造の配筋方法の修正（法令において工学的な判断を要する記載事項の修正、以下同じ）
- ・地盤改良の工法の修正（告示 1113 号では載荷試験のみ規定されている）
- ・試験、検査方法等の不整合
- ・2次部材（小梁、スラブ）における軽微な不整合（部材の配置、開口の大きさ、位置）
- ・この他、（財）建築行政情報センターから出されている「軽微な不備の補正、追加説明書を求める事例について」、「構造計算概要書、構造計算書等に関する指摘事項の事例」を参考とする。

③ 不整合により補正及び追加説明等を認めない場合 【無期限通知③】

下記に該当する場合は、「正当な理由」を記載し、期限を定めず通知する。
この場合、法適合性の判断は行わず、本通知により確認審査は終了する。

- (ア) 故意に他の建築物の構造計算書等が添付されている場合
- (イ) 設計の途中段階で申請が出された場合
- (ウ) 図書が著しく不整合な場合
- (エ) 施行規則に定める添付図書が著しく不足する場合
- (オ) 期限通知①又は②を通知した期限内に、追加説明書の提出又は補正がなかった場合

④ 構造審査における、不整合の取扱は当面下記を参考にする。

- (ア) 不整合が確認された場合に、修正が許容されない事例 → 「不適合」と判断する。

- (a) 意匠図と構造計算書の不整合

建築物に作用する荷重及び室の用途による荷重の不整合、又は考慮されていないことにより、追加説明等（構造計算の見直し等）の検討の結果、法令に適合しない場合。

- (b) 構造計算書と構造図の不整合

構造耐力上主要な構造部分各部の位置、寸法、許容応力度、材料強度の不整合及び構造図の断面リストと構造計算書の断面リストの不整合において、構造計算の修正又は再計算を行わなければ適合と判断できない場合あるいは構造図の修正が必要となる場合。

- (イ) 不整合でも修正を許容する事例 → 「適合又は補正」と判断する。

- (a) 構造計算において構造耐力に影響の無い不整合

同一強度における規格の違い（図面 SS 材、計算書 SN 材）

- (b) 明らかに法適合と判断できる不整合

- ・ 壁式鉄筋コンクリート造等において構造計算書よりも図面の壁量が多く、偏心率、剛性率による耐力の影響がない不整合。
- ・ せん断補強筋において、許容応力度及び保有組力計算時の部材のせん断耐力は同じで配筋が違う場合。

- (ウ) 不整合でも構造計算適合性判定機関に判定を委ねる事例 → 「構造計算適合性判定後に判断」と判断する。

- (a) 法令の中で、但し書きの適用が可能な不整合

- (b) 学会規準等の適用

- (c) スパン寸法、応力計算位置（寄り寸法や剛域寸法）

- (d) 各部の接合方法（剛接合、半剛接合、ピン接合）の評価

- ・ 鉄骨造の溶接、継手、柱脚方法の評価
- ・ RC 造の定着、継手方法の評価

- (e) 杭頭の接合方法による固定度（剛接合、半剛接合、ピン）

- (f) 部材や建築物のモデル化によるもの

⑤ 施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項以外の図書において、補正を求める場合【期限通知①、②】

設計や建築確認審査・検査上、添付や表記することが望ましいとして添付された図書等（法第12条第5項に基づき求めた図書等、仕様書、任意の技術審査証明及び技術評定書等）において補正等を求める場合は、①、②の事項に関わらずとも、本通知書を用いて補正を求める。

ただし、当該図書等には適用となる建築基準関係規定（審査対象規定）が存在しないことから、期限内に提出・補正等がない場合又は内容に不適合箇所があった場合でも、これを理由に無期限通知③あるいは「適合しない旨の通知」を交付し、審査終了とすることはできない。

⑥ 通知の方法

(ア) 備考欄に記載すべき事項

(a) 【期限通知①】の場合

- ・追加説明書の提出を求める旨
- ・追加説明書の提出期限
- ・通知後から追加説明書が提出されるまでの期間は、法令に定める審査期間に含まれない旨
- ・追加説明書の提出にあたって、申請書等の差替え又は訂正を行うことができない旨

(b) 【期限通知②】の場合

- ・補正を求める旨
- ・補正を行う期限
- ・通知後から補正が行われるまでの期間は、法令に定める審査期間に含まれない旨

(イ) ①～③いずれにおいても、その根拠条文と理由を具体的に記載すること。

(ウ) ①及び②により、期限を定めて通知する場合は、当該疑義事項等の内容を勘案するとともに、その内容に応じて必要な追加説明書の作成又は申請書等の補正に要する適切な期間を設定すること。なお、当該期間について、通知前に申請者と事前に調整を行うことが望ましい。

上記により定めた期限内に補正の実施又は追加説明書の提出がない場合は、「無期限通知」を交付する。

(エ) ①により追加説明書を求める場合は理由及び根拠もなく、また通知を行わずに求めることはできない。

(3) 「適合しない旨の通知」の手続き

① 適用基準

下記に該当する場合で、「差替え又は訂正を認めない」ことにより、建築基準関係規定に適合しない場合は本通知を行なう。

- (ア) 添付図書において、記載事項の不整合等が認められ、「適合するかどうかを決定できない旨の通知」により追加説明書等を求めた結果、建築基準関係規定に適合しないことが判明した場合。
- (イ) 施行規則に定める添付図書及び明示すべき事項の審査において、次に掲げる重要な建築基準関係規定に適合しない個所がある場合。
- (a) 法令等に定める許可、認可を必要とするもので、許可、認可のないもの又は許可、認可の見込みのないもの。
 - (b) 法第39条、法第40条に基づく条例により建築物を建築することができないもの。
 - (c) 法第43条、法第44条の規定による敷地及び建築物と道路の関係に適合しないもの
 - (d) 法第52条による延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)及び法第53条による建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)が超過しているもの
 - (e) 法第21条、法第26条及び法第27条、法第35条の3、法第61条、法第62条の規定により、主要構造部の構造及び耐火建築物、準耐火建築物等の構造としなければならない建築物の構造が不適のもの
 - (f) 法第21条、法第55条、法第56条、法第56条の2に基づく、建築物の高さ及び建築物の各部分の高さの規定に適合せず主要構造部に変更を生ずるもの。
 - (g) その他法令等に定める建築物の位置、用途、構造、規模、設備等で重要な部分が適合しないもの。

② 通知方法

本通知を行なう場合は、その根拠条文と理由を具体的に記載して通知を行なうこと。

(4) 確認審査中の計画変更

確認審査中に、申請者が建築計画を変更した場合であっても、図書の差替え又は訂正による申請書の変更は認めない。計画変更が必要な場合は、確認済証を交付後に、計画変更確認申請を提出させる。

(5) 計画変更確認申請の手続き

- ① 工事の連続性のない計画変更は、変更申請として扱わず再提出とすること。
(構造種別の過半の変更[RC造 → S造]等)
- ② 当該変更する部分の工事着手前に、変更申請及び確認済証の交付を受けることを原則とする。
- ③ 構造計算適合性判定を要する計画変更確認申請
 - (ア) 当該変更の内容において、構造図及び構造計算書の変更に関わる事項について、規則第3条の2に該当する軽微な変更以外は、下記④の場合を除いて計画

変更確認申請を行ない、同時に構造計算適合性判定を要する。

- (イ) 構造関係規定において、法第20条第2号イ、第3号イ（大臣認定プログラムによる場合）の構造計算に関わる全ての変更は、原則として計画変更確認申請と共に、構造計算適合性判定を要する。

④ 施工上、やむを得ず発生する可能性の高い変更等

【計画変更確認申請を要しない扱い】

当初の確認申請の図書及び書類において、下記の場合にあっては、確認審査及び構造計算適合性判定において、当該変更の内容を含めて審査し、確認済証を交付することができることとする。

この場合において、当該変更内容の範囲内で施工が行われている限り、当該事項に係る計画変更確認の手続きは要せず、当該変更見込み事項に係る対応結果については、当該事項以外の計画変更申請あるいは検査申請等の適切な機会に報告を受けるものとし、検査の申請の機会に報告を受ける場合は、申請書第4面の備考欄への記載または申請書への別紙の添付その他の適切な方法によるものとする。

- (ア) 施工の関係上、やむを得ず発生する可能性の高い変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合

(例)

- ・ 杭芯ずれを考慮した設計（杭に一定の範囲内でずれが生じても構造耐力上支障がないことがあらかじめ確かめられている場合又はこの範囲を超えてずれが生じた時に必要な補強方法があらかじめ検討されている場合）
- ・ 杭の長さの変動を見込んだ計算
- ・ 小梁位置の変動を見込んだ大梁の断面検討
- ・ 大きさの変動を見込んだスラブの設計
- ・ 設備配管による梁貫通孔の大きさと位置の変動を見込んだ補強設計
- ・ 壁開口の位置の変動を見込んだ計算
- ・ スラブの開口及び段差

- (イ) 建築物の計画上、建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合

(例)

- ・ 分譲共同住宅における一定の間取り、方持ち部材の出寸法、床工法の計画、壁種別の計画等
- ・ テナントビルにおける店舗、事務所等の間仕切壁、内装材、天井高さ等の変更
- ・ その他、(財)建築行政情報センターから出されている「計画変更の円滑化のためのガイドライン」を参考とする。

- (ウ) 法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定を受けた材料や工法（鉄骨材料や基礎杭等）を当該構造方法等の認定を受けた他の同一仕様のもので変更する場合

⑤ 計画変更確認申請を要しない軽微な変更について（法施行規則第3条の2）

軽微な変更に該当するものとして建築確認手続きを行わなかった計画の変更については、検査の申請書の第三面に軽微な変更の概要（安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないことが確かめられた旨の図書の内容を含む。）を記載することとなるが、当該記載内容に基づき、建築基準関係規定に適合していることを適切に確認すること。

また、検査の円滑な実施を図るため、建築主から検査前の適当な時期において、軽微な変更の内容について、あらかじめ説明しておきたい旨の希望があった場合には、積極的に応じること。

なお、運用にあたっては、（財）建築行政情報センターから出されている「計画変更の円滑化のためのガイドライン」を参考とする。

3 構造計算適合性判定に係る取扱い

3-1 審査の手続き

（1）構造計算適合性判定の受付時の確認

構造計算適合性判定の受付にあたっては、次に定める図書の有無を確認する。

- ① 確認申請書（副1通）及び添付図書
- ② 構造計算に係るデータを記録した電子媒体（国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した場合に限り）
- ③ 建築主事が作成した留意事項に関する書類

（2）構造計算適合性判定の方法

指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）においては、「指針」に基づき構造計算の適合性判定が行われるものとする。

（3）構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施のための措置

① 判定機関から「構造計算適合性判定が期間内にできない旨の通知書（6号様式）」（以下「判定期間を延長する旨の通知」という。）又は「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書（4号様式）」が通知された場合

（ア）法第6条第9項及び規則第2条第3項に規定する合理的な理由があり、法第6条第9項に基づく「判定期間を延長する旨の通知」が交付されたときには、法第6条第12項に規定する「建築基準法第6条第4項に規定する期間を延長する旨の通知」（以下「審査期間を延長する旨の通知」という。）に、「合理的な理由（疑義条文と理由）」及び判定機関が定めた延長期限を記載し通知する。

（イ）判定機関から補正及び追加説明等を求める旨を記載した「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知」が通知されたときには、2-4（2）「適合するかどうかを決定できない旨の通知」の交付に準じて補正又は追加説明等を求める。

② 上記（ア）及び（イ）が重複した場合

（ア）の「審査期間を延長する旨の通知」により審査期間を延長し、（イ）の「適合するかどうかを決定できない旨の通知」により期限を定めて補正又は追加説明書を求める。

③ 法第6条第12項及び規則第2条第4項に規定する合理的な理由がある場合及び判定機関から（ア）の「判定期間を延長する旨の通知」が通知された場合

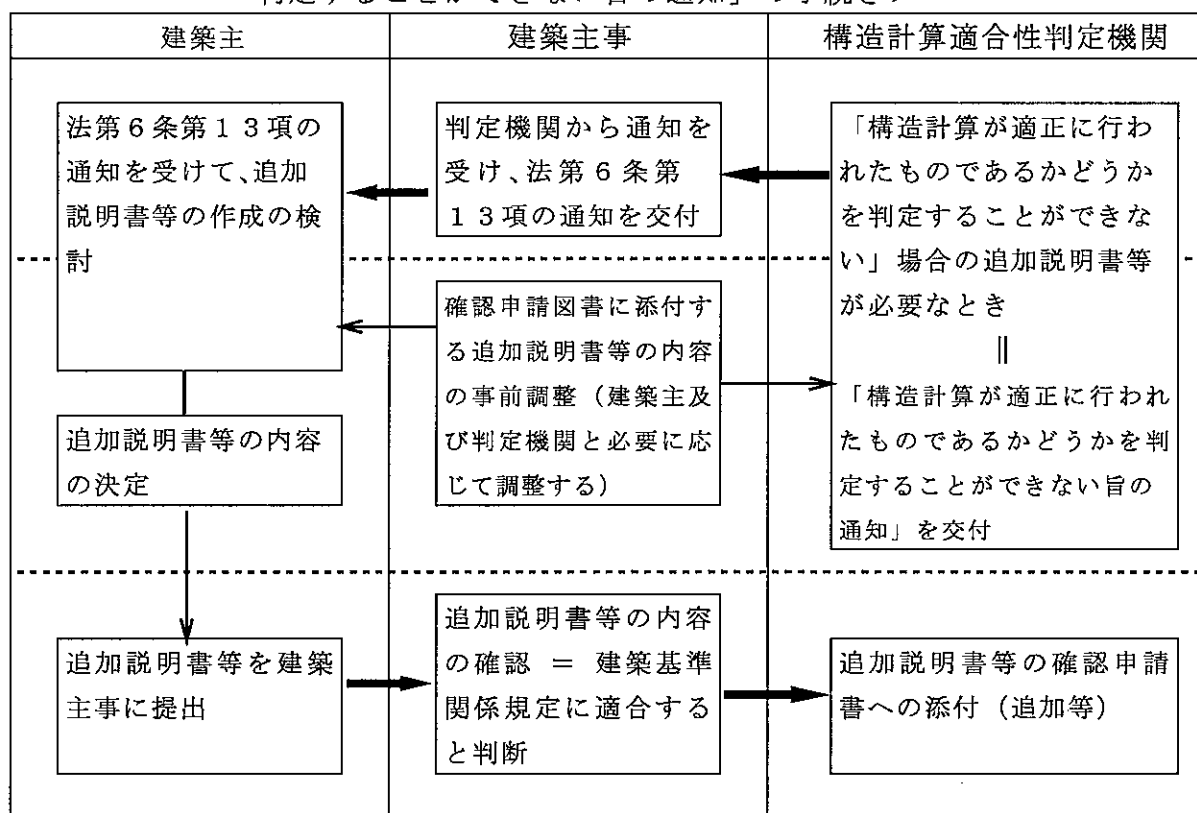
法第6条第12項に基づく「審査期間を延長する旨の通知」を行なう。

④ 通知後の処理

（ア）期限内に追加資料、指摘事項回答書等の提出（3部）があった場合は、2部を申請書（正・副）に添付し、1部を判定機関に送付する。

（イ）期限内に連絡がなかった場合は、理由を添え2-4（2）の「無期限通知」を交付する。

「判定することができない旨の通知」の手続きフロー



3-2 判定機関との手続き

(1) 事前通知

① 依頼予定日が確定次第速やかに、判定の求めに係る建築物の計画概要及び判定依頼予定日を記載した「構造計算適合性判定依頼事前通知書」（1号様式）をメール等により判定機関に送付する。

- ② 判定依頼予定日を変更する場合は、速やかに判定機関に通知すること。(判定依頼する1週間前までに最終報告)

(2) 判定依頼及び受諾

- ① 構造計算以外の確認審査及び構造計算適合性判定を求める前に行う審査を完了した後、判定依頼を行う。
- ② 次のものを「着払い」で判定機関に宅配便により配送する。(ただし、判定開始後に送る追加説明書等は建築主事側の負担とする。)
 - a、「構造計算適合性判定依頼書」(2号様式)
 - b、確認申請書(副1部)
 - c、構造計算に係る電子データ
 - d、建築主事が作成した留意事項に関する書類
 - e、その他判定機関が必要と認めて指示した書類
- ③ 判定機関は、「構造計算適合性判定依頼書」の受理後、承諾印と手数料額を記載した「構造計算適合性判定受諾書」(3号様式)を建築主事あて交付する。

(3) 判定結果

判定機関は判定完了後、次の図書を添えて「構造計算適合性判定結果通知書」(5号様式)を建築主事あて交付する。

- ① 「構造計算適合性判定依頼書の写し」
- ② 建築主事が指摘した留意事項に対する回答その他判定における所見(5号様式)
- ③ その他判定に要した書類(チェックリスト、追加資料等)

(4) 判定結果等の疑義

判定の結果及び方法について疑義がある場合は、判定機関に説明を求めることができる。

(5) 判定手数料の支出

隠岐支庁県土整備局長及び各県土整備事務所長は、「構造計算適合性判定結果通知書」が交付された場合は、その写しを翌月の5日までに建築住宅課あて送付すること。

4 完了検査

4-1 受理時の審査

(1) 申請書等の整合及び設計者等の資格等の確認

- ① 完了検査申請書並びに添付図書及び添付書類の記載事項が相互に整合していることを確認する。
- ② 直前の確認申請書又は中間検査申請書第2面に記載された、建築主、代理人(申請代理人)、設計者及び工事監理者に関する記載事項と、完了検査申請書に記載されたそれぞれについて、委任状(代理人による申請の場合)及び建築士免許証

の写し（建築士が設計又は工事監理者である場合）により確認する。

- ③ 委任状又は建築士免許証の写しは、確認申請時から代理者又は設計者若しくは工事監理者が変更になった場合のみ添付させること。なお、委任状については、確認申請時において、完了検査の手続きを含め委任している場合に限る。
- ④ 「工事監理委託状況報告書」（細則第11条に規定）の提出時に、免許証の写しの添付があれば、完了検査申請書提出時には添付を要しない。

（2）工事監理者等の業務範囲の確認

完了検査申請書第2面の設計者及び工事監理者の資格と、直前の確認申請書第3、第4面に記載された建築物の計画と照合し、それぞれの資格に応じた計画となっていることを確認する。

（3）「軽微な変更説明書」の添付の確認

- ① 完了検査申請書第3面に確認以降の軽微な変更の概要が記載されている場合は、「軽微な変更説明書」が添付されていることを確認する。
- ② 「軽微な変更説明書」の内容を確認し、施行規則第3条の2に規定する軽微な変更でない変更がある場合は、当該事項に関する変更確認申請書を提出させ、確認済証が交付された後に、完了検査申請書を受理すること。
- ③ 「設計変更届」（細則第5条）が提出されている場合は、その内容についての「軽微な変更説明書」を省略することができる。

4-2 完了検査の方法

（1）軽微な変更の内容の確認

- ① 軽微な変更がある場合は、完了検査申請書第3面の記載の概要と「軽微な変更説明書」の内容を照合する。
- ② 検査において、その内容が軽微な変更として認められるか否かを確認し、認められる場合は、直前の確認申請に要した図書に軽微な変更の内容を追加する。
- ④ 上記検査において、軽微な変更として認められない場合の措置は、4-3による。

（2）書類の確認

検査実施時に目視・計測、動作確認等により確認ができない建築物の各部分及び材料強度等（以下「隠蔽部分」という）について、完了検査申請書第4面の工事監理の状況及び施行規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する写真を確認する。

（3）目視・計測、動作確認による実施検査

- ① 目視・計測、動作確認等により実地に検査可能な建築物の各部分について、法適合性が確認された設計図書（直前の確認に要した図書）と一致することを確認する。
- ② 防火設備は、機器の設置状況及び作動状況を目視により確認する。

4-3 完了検査の公正かつ適確な実施のための措置

(1) 検査を行った建築物が建築基準関係規定に適合していることを確認した場合
検査済証を交付する。

(2) 検査を行った建築物と確認に要した図書との不一致が認められる場合

① 検査を行った建築物が建築基準関係規定に適合しないことを認めた場合

検査済証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書（以下「検査済証を交付できない旨の通知書」という。）を交付する。この場合、交付後、検査を行った建築物を修正することにより、建築基準関係規定に適合することが認められたときは、検査済証を交付する。

② 検査を行った建築物が確認に要した図書のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができない場合、その他検査を行った建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができない場合

「検査済証を交付できない旨の通知書」の備考欄に、建築基準関係規定に適合することを説明するための書類等（以下「追加説明書等」という。）を求める旨及びその提出期限を記載し交付する。

提出された追加説明書等により、下記のとおり扱う。

(ア) 追加説明書等を審査又は検査した結果、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、検査済証を交付する。

(ウ) 現場を修正したことを説明する書類が提出された場合

(a) 当該不一致部分が部分的な場合で、写真等の報告で足りる場合はこれにより確認し、確認申請に要した図書通りに工事が行われていることを確認したときは検査済証を交付する。

(b) 当該不一致部分の修正状況の確認について、現場検査を実施する必要がある場合は、原則として手直し工事完了後に再検査を行い、確認申請に要した図書通りに工事が行われていることを確認したときは検査済証を交付する。

③ 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更該当しない場合又は、検査を行った結果又は追加説明書等を審査を行った結果、軽微な変更該当しない内容の変更が認められたとき

一旦、完了検査申請を取り下げさせた後、計画変更確認申請書及び再度、完了検査申請書を提出させ、計画変更確認申請書を審査した結果、建築基準関係規定に適合していることが認められた時は、確認済証と検査済証を同時に交付する。

なお、最初の完了検査申請が仮受け付けの場合は、計画変更確認申請書を提出させ、審査した結果、建築基準関係規定に適合していることが認められた時は、完了検査申請書を受け付け、確認済証と検査済証を同時に交付することができる。

5 中間検査

5-1 受理時の審査

4-1 に準じて行う。

5-2 中間検査の方法

① 4-2 に準じて行う。

② 別に定める「中間検査実施マニュアル」により実施する。

5-3 中間検査の公正かつ適確な実施のための措置

(1) 検査を行った建築物が建築基準関係規定に適合していることを確認した場合
中間検査合格証を交付すること。

(2) 検査を行った建築物と確認に要した図書との不一致が認められる場合

① 検査を行った建築物が建築基準関係規定に適合しないことを認めた場合

「中間検査合格証を交付できない旨及びその理由を記載した通知書」(以下「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」という。)を交付する。この場合、交付後、検査を行った建築物を修正することにより、建築基準関係規定に適合することが認められたときは、中間検査合格証を交付する。

② 軽微な変更説明書の内容が軽微な変更にあてはまらない場合

「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の備考欄に、計画変更確認申請が必要である旨を記載し交付する。

提出された計画変更確認申請書を審査した結果、建築基準関係規定に適合していることが認められる場合には、確認済証を交付するとともに中間検査合格証を交付する。

③ 検査を行った建築物が確認に要した図書のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることができない場合、その他検査を行った建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかを認めることができない場合

(ア) 検査を行った建築物の計画を変更し、計画変更確認を受ける必要があると認められる場合は、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の備考欄に、計画変更確認申請が必要である旨を記載し交付する。

提出された計画変更確認申請書を審査した結果、建築基準関係規定に適合していることが認められる場合には、確認済証を交付するとともに中間検査合格証を交付する。

なお、検査において法適合性を容易に判断できる場合は、中間検査合格証交付後に、計画変更確認申請の手続きを行うことができるものとする。

(イ) 変更内容が著しく、再度、検査を受ける必要がある場合は、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の備考欄に、計画変更確認申請が必要である旨を記載し交付する。提出された計画変更確認申請書を審査した結果、建

築基準関係規定に適合していることが認められる場合には確認済証を交付し、その後、再度、中間検査申請書を提出させ、再検査を行うこととする。

(ウ) 追加説明を受ける必要がある場合は、中間検査合格証を交付できない旨の通知書の備考欄に、建築基準関係規定に適合することを説明するための書類（以下「追加説明書」という。）を求める旨を記載し交付する。

提出された追加説明書により、下記のとおり扱う。

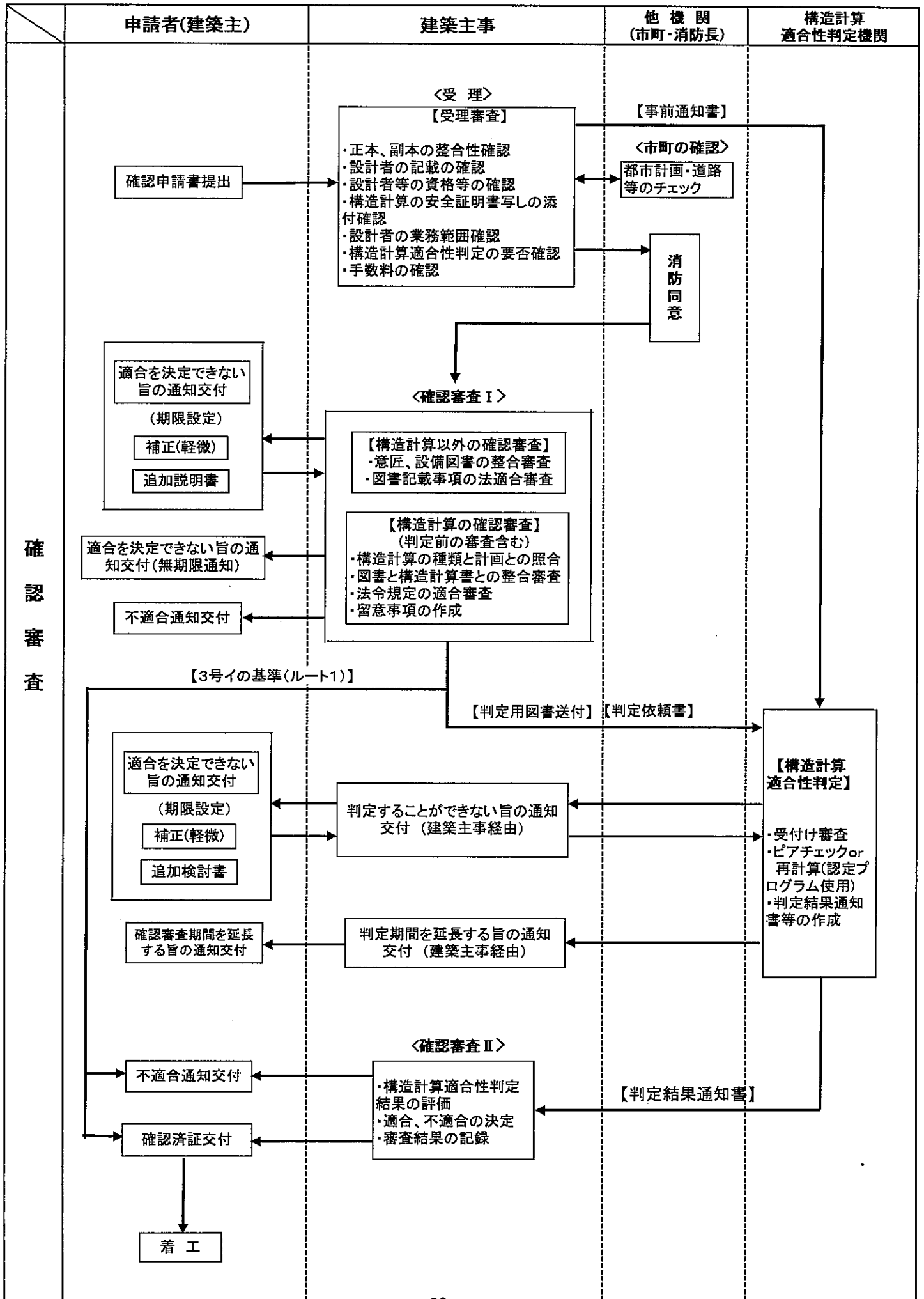
(a) 追加説明書を審査又は検査した結果、建築基準関係規定に適合することを認めたときは、中間検査合格証を交付する。

(b) 現場を修正したことを説明する書類が提出された場合

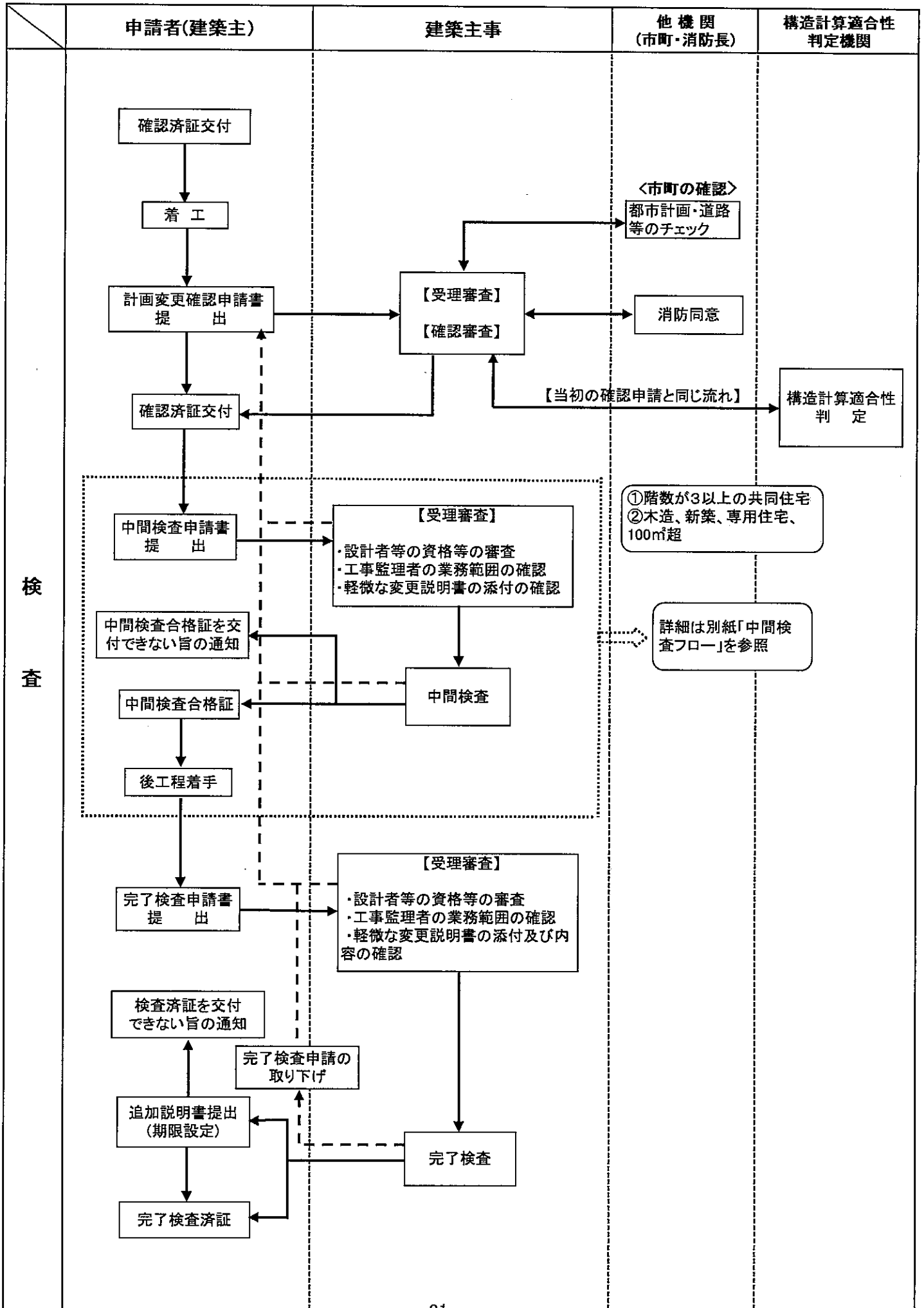
- ・ 当該不一致部分が部分的な場合で、写真等の報告で足りる場合はこれにより確認し、確認申請に要した図書通りに工事が行われていることを確認したときは中間検査合格証を交付する。

- ・ 当該不一致部分の修正状況の確認について、現場検査を実施する必要がある場合は、原則として、手直し工事完了後に再検査を行い、確認申請に要した図書通りに工事が行われていることを確認したときは中間検査合格証を交付する。

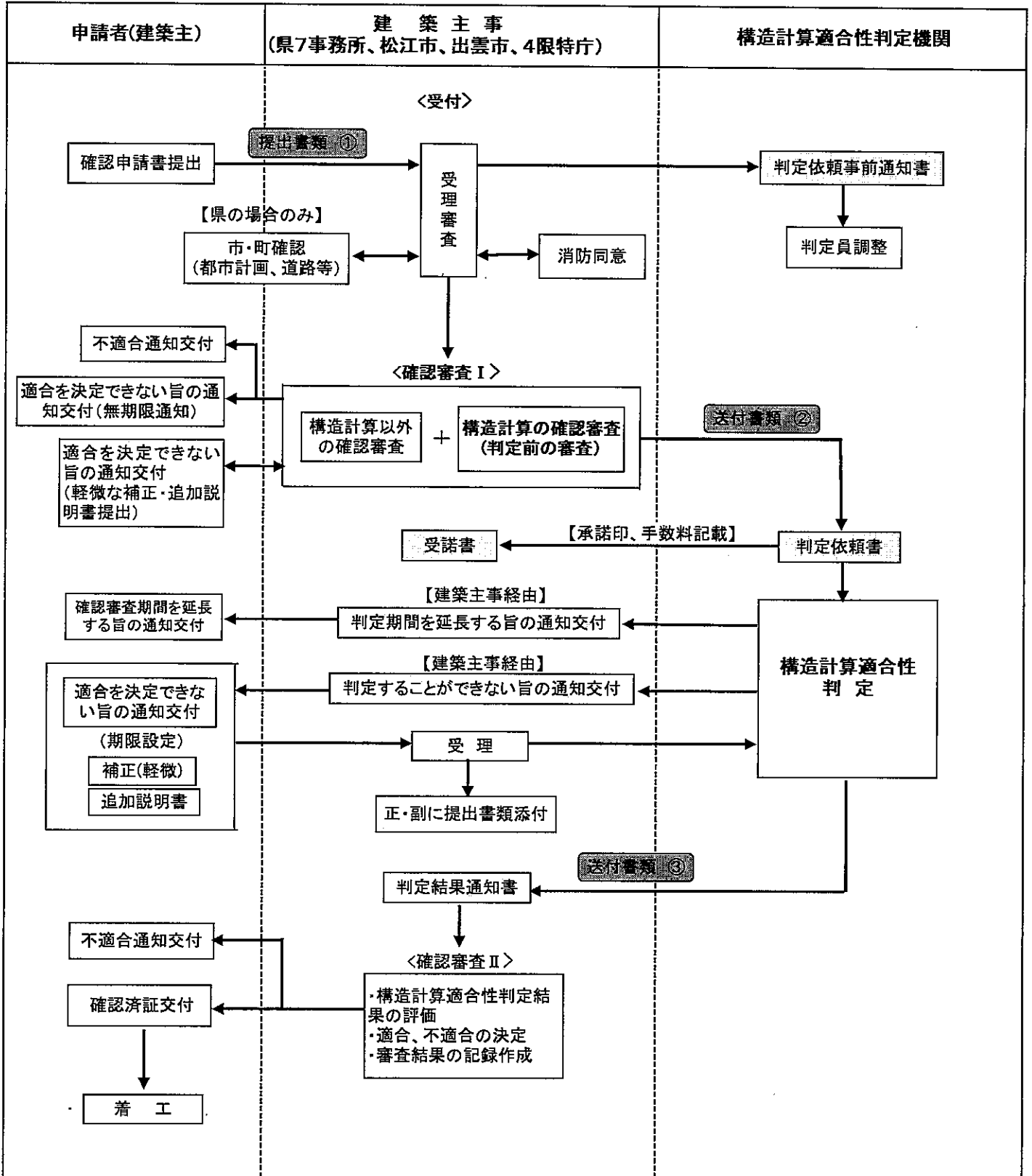
構造計算を伴う確認申請の流れ



構造計算を伴う確認申請の流れ



構造計算適合性判定を伴う確認申請の流れ



提出書類 ①

確認申請書正1部、副2部、建築計画概要書、工事届、規則別表の図書(提出図書一覧表)、委任状、建築士免許証の写し、構造計算の安全証明書の写し、

構造計算概要書(新様式)、構造計算チェックリスト、大臣認定プログラムの認定書の写し、電子媒体(磁器ディスク等)、特別な調査・研究の結果等説明書、他各規定に基づく図書

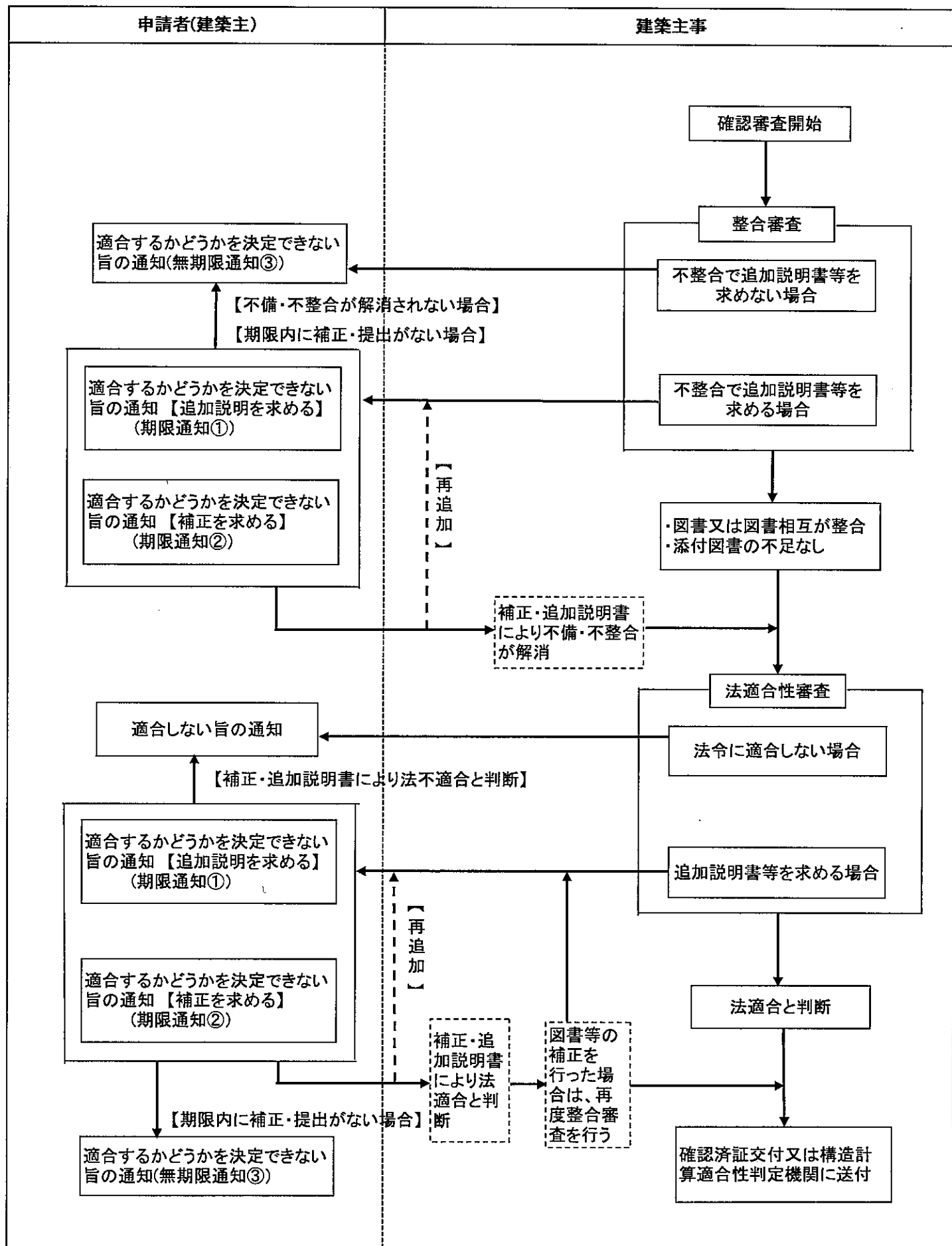
送付書類 ②

確認申請書 副1部(構造計算書含む)、建築主事が作成した留意事項、電子媒体(大臣認定プログラム使用時)、判定依頼書

送付書類 ③

判定結果通知書、判定依頼書の写し、建築主事の留意事項に対する回答、判定機関作成資料(チェックリスト、追加資料、判定資料等)

「適合するかどうかを決定できない旨の通知」の使い方



中間検査フロー

→ 適合ルート
 --- 通知ルート

検査申請

受付時の審査（記載事項の整合）
 ・添付図書
 ・記載事項
 ・設計者等の資格
 ・軽微な変更説明書の添付

「軽微な変更説明書」は設計変更届が未提出の場合に添付すること。

・軽微な変更説明書の検査（規則3条の2）への適合性

規則3条の2に規定されるもの以外の変更があった場合

確認に要した図書との整合
 工事監理状況の検査
 ・書類検査
 工事監理状況の検査
 ・目視検査

「確認に要した図書」とおり実施されていない部分があった場合。

工事が特定工程に達していない場合

「法適合」と判断

「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」の備考欄に、「計画変更確認申請」を要する旨を記載して通知を行う。
 ■ 3条の2以外の変更
 → 計画変更確認申請を要する旨の通知
 ■ 確認に要した図書と不一致
 → 計画変更確認申請を要する旨の通知
 ■ 工事が特定工程に達していない場合
 → 「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」（期限、理由なし）→ 当該検査部分が特定工程に達した後に再検査申請

計画変更確認申請の確認済証と中間検査合格証を同時に交付する等。

or

計画変更確認申請の確認済証の交付後に、中間検査を再申請し、再度検査を受ける。（変更内容が著しく、再検査を行う場合のみ）

中間検査合格証を交付

すでに完了した部分などで「計画変更確認申請」によらずとも、法適合と判断できない場合には、「中間検査合格証を交付できない旨の通知書」（期限、理由なし）を交付する。

(参考様式1)

確認申請 提出時確認用 受理時審査用 チェックシート

註)申請者は太枠内は記入しないで下さい。

提出年月日		主要用途		申請区分の確認	
申請者名		延べ床面積	m ²	<input type="checkbox"/> 6-1	<input type="checkbox"/> 6-2
設計者名		構造種別	<input type="checkbox"/> W造 <input type="checkbox"/> S造	<input type="checkbox"/> 6-3	<input type="checkbox"/> 6-4
設計者資格	()級建築士登録第()号		<input type="checkbox"/> RC造 <input type="checkbox"/> 他造	設計資格の確認	
設計事務所所在地	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外()	階数	階(地下 階)	<input type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 <input type="checkbox"/> 木造	
建築場所		都市計画区域	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外		

告示条項	審査項目	審査事項		適用の有無	申請者確認欄	行政庁審査欄			
						指摘事項			
第1 第2項 第1号	正本・副本の 整合性の確認	正本 1部		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		副本 1部		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		副本 1部(適合性判定を要する場合)		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		委任状		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		建築計画概要書		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		図面(別紙による)		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		構造計算書		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		正本と副本の相互の整合性の確認		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
" 第2号	設計者等の 資格等の確認	第1面	設計者の記名・押印の確認		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			代理人	委任状との整合		有 無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		事務所登録証明書の確認(県外)		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		代表設計者		建築士免許証の写の確認		/	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			事務所登録証明書の確認(県外)		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		第2面	他設計者	建築士免許証の写の確認		有 無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			設備設計	建築士免許証の写の確認		有 無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			構造設計	建築士免許証の写の確認		有 無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		工事 監理者	建築士免許証の写の確認		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			事務所登録証明書の確認(県外)		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
第1面と第2面の照合		/		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
申請書と建築計画概要書第1面との照合		/		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
" 第3号	設計者の 記載の確認	設計図書	各図面の資格・記名・押印		/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		構造計算書	表紙の資格・記名・押印		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
" 第4号	認定書の添付	(イ)認定型式の認定書の写し		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		(ロ)認証形式部材等の認証書の写し		有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
" 第5号	(イ)構造計算の安全証明書の写しの添付の確認			有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(ロ)構造計算適合性要否の確認(別紙による)			有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

確認欄				受理年月日	その他処理欄

(参考様式2)

確認申請に添付する図面・書類チェックシート

			申請者名						
根拠条項(省令第1条の3)			図書の種類	適用の有無	特例の添付省略	申請者確認欄	行政庁審査欄		
							指摘事項		
第1項	表一	(い)	付近見取り図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			配置図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			各階平面図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(ろ)	床面積求積図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			二面以上の立面図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			二面以上の断面図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		(は)	地盤面算出表	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			基礎伏図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
			各階平面図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				小屋伏図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
				構造詳細図	必須	有 無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
			適用規定	図書の種類(特例省略図書は明示)					
	表二					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
						<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	法第 条但し書	許可内容に適合することが確認できる図書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	都計法第 条	都計法第 条に適合することを証する書面			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	建築物の種別	図書の種類(特例省略図書は明示)							
表三				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
表四				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
表五				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
第2項	法第86条の7の適用を受ける増築等	規定が適用されない旨を明示した図書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第3項	法第88条の8の認定を受けた建築物	全体計画認定書及び添付図書の写し			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		全体計画変更認定書及び添付図書の写し			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第4項	建築設備	表二の「適用規定」を「建築設備の種類」と読み替えて表二に記載							
第5項	確認の特例を受ける建築物の図書省略	第1項の所定の欄に省略図書を記載			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第7項	条例による添付図書	条例第4条のがけの状況を示す断面図			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第8項	計画変更	計画変更に係る部分の図書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
第9項	同一図書の省略	添付図書と全体計画認定図書が同一である旨を明示した図書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

(註) 1. 申請者は太枠内は記入しないこと。
 2. 記入欄は添付図書に応じて適宜修正して使用すること

構造計算適合性判定の対象となる建築物

法令	構造ごとの規模等			備考
法 20 条 第一号	国土交通大臣の認定			判定不要
法 20 条 第二号	木造で H13m 又は軒高 9 m 超え			
	地階を除く S 造で 4 階以上			
	RC 造又は SRC 造で高さ 20m 超え			
	令 81 条 2 項	第 1 号 31m 超	イ. 第 1 款の 2 (保有水平耐力計算) ロ. 第 1 款の 3 (限界耐力計算) ハ. H17 国交告 631 (エネルギー法) ニ. H12 建告 2009 (免震建築物)	
第 2 号 31m 以下		イ. 第 1 款の 4 (許容応力度計算) ロ. 前号に定める構造計算		
法 20 条 第二号	組積造で 4 階以上			
	補強 CB 造で 4 階以上			
令 36 条 の 2	S 造で H13m 又は軒高 9 m 超え			
	RC 造及び SRC 造で高さ 20m 超え (混用)			
	木造、組積造、補強 CB 造、鉄骨造のうち二以上を併用する建築物	地階を除く 4 階以上		
		H13m 又は軒高 9 m 超え		
	木造、組積造、補強 CB 造、鉄骨造のうち一以上を RC 造若しくは SRC 造とを併用する建築物	地階を除く 4 階以上		
		H13m 又は軒高 9 m 超え		
第 5 号 大臣が 指定す る建築 物 (告 示)	第 一 号	地階を除く S 造で 3 階以下 (薄板軽量形鋼造及び CFT 造を除く。)	イ. 右記 以外の もの	(1)柱相互の間隔が 6m 以下 (2) 延べ面積 500 m ² 以内 (3)地震力 C0 \geq 0.3 で令 82 条第 1 号～第 3 号を計算及び冷間成形角型鋼管への配慮。 (4) 筋かいの端部及び接合部の破断防止
			ロ. 右記 以外の もの	(1) 地階を除く 2 階以下 (2)柱相互の間隔が 12m 以下 (3)延べ面積 500 m ² 以内 (平屋 3,000 m ² 以内) (4)イ(3)の規定に適合 (5)柱及びはりに炭素鋼を用いる場合 (6)柱及びはりにステンレス鋼を用いる場合 (7)令 82 条の 6 第 2 号ロ (偏心率) の規定に適合

				(8)イ(4)の規定に適合 (9)柱若しくははり又は接合部、柱脚の破断防止。基礎の破壊防止						
第二号	RC造又はSRC造で高さ20m以下(HFW造、WRC造、RC組積造を除く。)(併用)	イ. 右記以外のもの	地上部分の各階の耐力壁並びに柱及び耐力壁以外のRC造又はSRC造の壁の水平断面積の算定 $\Sigma 2.5 \alpha Aw + \Sigma 0.7 \alpha Ac \geq ZWai$							
				ロ. 右記以外のもの	令82条第1号～第3号までに規定する構造計算 $QD = \min[QL + nQE, Qo + Qy]$					
第三号	木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち二以上を併用する建築物	右記以外のもの	イ 地階を除く3階以下 ロ H13m又は軒高9m以下 ハ 延べ面積500㎡以内 ニ S造の構造部分を有する階が第一号イ、ハ、ニに適合 ホ RC造及びSRC造の構造を有する階前号イに適合							
				木造、組積造、補強CB造、鉄骨造のうち一以上をRC造若しくはSRC造とを併用する建築物	イ 地階を除く3階以下 ロ H13m又は軒高9m以下 ハ 延べ面積500㎡以内 ニ S造の構造部分を有する階が第一号イ、ハ、ニに適合 ホ RC造及びSRC造の構造を有する階前号イに適合					
						第四号	木造とRC造を併用する建築物	イロ 地階を除く2階・3階以下(2階以上木造)、かつ1階RC造 ハ H13m又は軒高9m以下 ニ 延べ面積500㎡以内 ホ 地上部分、2階以上の各階の剛性率(令82条の6第2号イに適合)かつ各階の偏心率が同号に適合 ヘ 1階部分部分で昭55建告1791第三第1号に定める構造計算 ト 2階以上で昭55建告1791第一に定める構造計算		
									第五号	

				建築物	
		第六号		軽量気泡コンクリートパネルを用いた建築物	
		第七号		屋根版にシステムトラスを用いた建築物	
		第八号		平 14 国交告 666 膜構造で同告示第一第 2 項第 1 号ロ(1)から(3)に規定する構造方法	
法 20 条 第三号	木造で 3 階以上又は延べ面積 500 m ² 超え (法 20 条第四号建築物以外)		大臣認定プログラム使用 (ルート 1 でも)		
	木造以外で 2 階以上又は延べ面積 200 m ² 超え (法 20 条第四号建築物以外)		大臣認定プログラム使用 (ルート 1 でも)		
	石造、れんが造、CB 造、無筋コンクリート造で H13m 又は軒高 9 m 超え				
法 20 条 第四号	法第 20 条第一号、二号、三号以外の建築物		大臣認定プログラム使用 (ルート 1 でも)		
令 80 条 の 2	第 1 号	木造、組積造、補強 CB 造、S 造、SRC 造、無筋コンクリート造で特殊な構造方法	HFW 構造 WRC 構造、 枠組壁工法 薄板軽量形鋼造 アルミニウム合金造 丸太組構造 システムトラス CFT 造 膜構造 その他 ()	告示の規定により構造計算の方法を確認し、構造計算適合性判定の要否を判断。	
	第 2 号	上記第 1 号以外			
令 80 条 の 3	土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造方法		用いる構造計算の方法を確認し、構造計算適合性判定の要否を判断。		
法 85 条	仮設建築物等に対するの制限の緩和令 147 条 (第 3 章 8 節適用除外)				判定不要
既存建築物に対する制限の緩和法 86 条の 7	令 137 条の 2	下記以外	既存部分を許容応力度等計算又は保有水平耐力計算等		判定不要
	令 137 条の 12	令 137 条の 2 (1/2 以内の増築)、令 137 条の 14 (独立部分) で Exp..J その他相互に応力を伝えない構造方法	既存部分を耐震診断・改修		

(参考様式4) 構造計算適合性判定要否・手数料チェックシート

申請者名	
------	--

構造計算適合性判定の要否の表

棟番号	当該建築物の名称	構造・階数	申請床面積 (㎡)	判定対象部分 の床面積(㎡)	適用した構造 計算の種類	適合性 判定の 要否	判定棟数		行政庁 審査欄
							ピアチェック	再計算	
									<input type="checkbox"/>
									<input type="checkbox"/>
									<input type="checkbox"/>
									<input type="checkbox"/>
									<input type="checkbox"/>
									<input type="checkbox"/>
									<input type="checkbox"/>
計			(A)				(B)	(C)	<input type="checkbox"/>

(註) ピアチェック: 国土交通大臣認定プログラムを使用しない構造計算によるもの
再計算: 国土交通大臣認定プログラムを使用する構造計算によるもの

確認申請手数料算定表

面積区分による手数料算定基準面積(A)		面積区分による申請手数料	確認申請面積による手数料①	行政庁 審査欄
<input type="checkbox"/>	30㎡以内のもの	5,000円		
<input type="checkbox"/>	30㎡を超え、100㎡以内のもの	9,000円		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	100㎡を超え、200㎡以内のもの	14,000円		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	200㎡を超え、500㎡以内のもの	19,000円		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	34,000円		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	48,000円		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	140,000円		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	240,000円		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	50,000㎡を超えるもの	460,000円		<input type="checkbox"/>

構造計算適合性判定による申請手数料

構造計算適合性による 手数料算定基準床面積	ピアチェックによる申請手数料			再計算による申請手数料			行政庁 審査欄
	手数料額(円)	棟数	小計	手数料額(円)	棟数	小計	
1,000㎡以内のもの	211,000			159,000			<input type="checkbox"/>
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	279,000			193,000			<input type="checkbox"/>
2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	319,000			211,000			<input type="checkbox"/>
10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	420,000			262,000			<input type="checkbox"/>
50,000㎡を超えるもの	763,000			430,000			<input type="checkbox"/>
計	(ピアチェック)	(B)	(イ)	(再計算)	(C)	(ロ)	<input type="checkbox"/>
構造計算適合性判定による手数料②				(イ)+(ロ)			<input type="checkbox"/>

建築確認申請手数料及び適合性判定手数料の総計

建築確認申請面積による手数料 ①		<input type="checkbox"/>
構造計算適合性判定による手数料 ②		
手数料の総計		